

令和8年12月施行

こども性暴力防止法対応研修

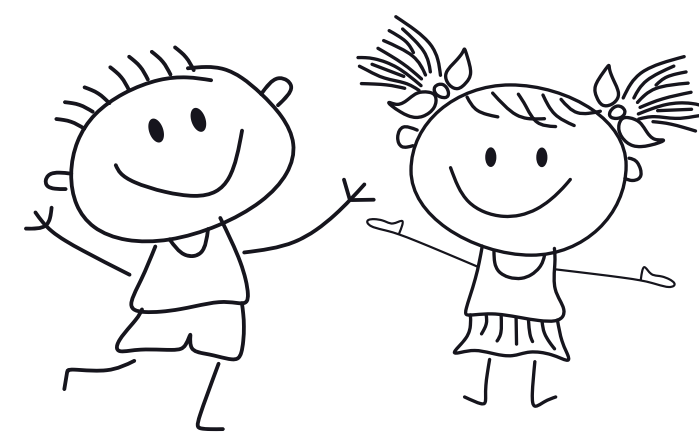
12月25日より^{※1}こども性暴力防止法が施行されます。

本法律は、保育や学校、児童福祉の現場にとどまらず、学習塾やスポーツ教室など、子どもに関わるすべての事業者が対象となります。施行に伴い定められたガイドラインでは、子どもに対する性暴力を未然に防ぐための「予防」「早期発見」「適切な対応」の3つの柱が示されました。

本研修では、職種や立場に関わらず、子どもと接するすべてのおとなが知っておくべき実務的な知識と、子どもも職員も安心して過ごせる環境づくりのポイントをわかりやすく学びます。

日 時 令和8年 12月 10日（木）9：00～12：00

内 容 1.こども性暴力防止とガイドラインについて
2.ガイドラインの3つの柱
3.ガイドラインの意義について



対 象 保育・教育・児童福祉に関わる職員
民間事業者（学習塾・スポーツ教室等）など

講 師 伊藤 嘉余子 氏

大阪公立大学 学長補佐/教授 現代システム科学域 教育福祉学類長

社会福祉士、保育士、養育里親。専門は児童福祉学、家族福祉学。社会的養護（里親制度・特別養子縁組・児童養護施設等）や、子ども家庭福祉に関する研究に長年従事している。国や地方自治体において、児童虐待防止や社会的養護に関する多数の委員を務める。



定 員 40名

※申込多数の場合は、神戸市在住・在勤を優先し抽選

受講料 3,000円(事前振込)

申 込 市民福祉大学ホームページ

<https://www.shiminfukushidaigaku.jp>

※お知らせいただいた個人情報は研修にかかる事務以外には使用いたしません。



会 場 こうべ市民福祉交流センター

- 各線「三宮」駅下車、徒歩15分
 - 市営地下鉄海岸線「三宮・花時計前」下車徒歩7分
 - 市バス7系統「市民福祉交流センター前」下車すぐ
- 📍（右の二次元コードでGooglemapへ移行します）

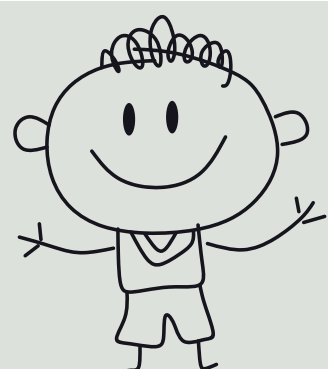


締 切 11月12日(木)

※締切後の申込についてはお問い合わせください。



※1「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」



主催・お問合せ

社会福祉法人神戸市社会福祉協議会市民福祉大学

〒651-0086 神戸市中央区磯上通3丁目1-32

TEL：(078)271-5300 FAX：(078)271-5365